

## 有料広告募集

地域経済の活性化と自主財源の確保、市民のみなさんへの生活情報などの提供を目的に「広報ごせん」の紙面に有料広告を掲載しています。



### お店や企業のPRに！ 「広報ごせん」を活用しませんか！

毎月 **2** 回発行しています

毎月10日号と25日号の2回発行しています。  
(発行日が土曜の場合は前日、日曜の場合は翌日発行)

市内外に約 **19,000**部配布

市内全戸に配布するほか、市内関係機関、県内関係機関、首都圏方面（五泉応援団の会員）などにも広く配布しています。

### インターネットでも配信

配布のほか、市ホームページやスマートフォンアプリ「マチイロ」でも配信しています。

## 広告の規格・掲載料

### 1 枠・1 回あたり

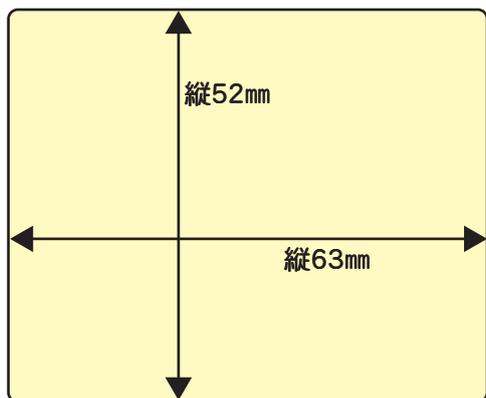
大きさ：縦52mm×横63mm

掲載料：市内事業者 8,000円  
市外事業者 10,000円

※空きがある場合のみ、2 枠合併、3 枠合併も可能です。

- 2 枠 大きさ：縦52mm×横63mm  
掲載料：市内事業者 16,000円  
市外事業者 20,000円
- 3 枠 大きさ：縦52mm×横129mm  
掲載料：市内事業者 24,000円  
市外事業者 30,000円

### 広告1 枠の大きさ（原寸大）



※掲載はモノクロで、位置の指定はできません。

## 掲載イメージ

まちの話題

3月25日

**記事**

レトロな車両 復活  
～「モハ11」塗装修繕竣工式～  
かつて五泉駅から加茂駅の間を走り、多くの人々や物資を運んだ「モハ11」をよみがえらせる塗装修繕工事の竣工式が、城跡公園で行われました。復活を待ちわびていた鉄道ファンや近所の人などが駆けつけ、「昔、五泉に行くとき加茂のラストランにも乗った。朽ちていく車両がゼカビカになってよかった」と喜びを語りました。竣工後の五泉市観光大使で自然写真家の人さんの写真撮影会では、カメラマン別指導を受けていました。

3月26日

彫刻の大家 誕生し...  
～村松郷土資料館特別展特別講座 村松公民館～

苦手意識を克服！  
～かんたんスマホ講座 総合会館～

県立近代美術館の伊澤明美さんを講師に五泉出身の彫刻家・羽下大化についての講座が開催され、40人が参加しました。時代背景に触れながら作品の特徴やその生涯を解説。参加者は大化の魅力に深く引き込まれていました。特別展は5月14日回まで開催。

デジタル化でもが快通に暮らせるまちづくりの一環として開催した講座に、スマホ初心者の高齢者10人が参加しました。最初は不慣れなスマホも、だんだんとスムーズに操作できるようになった参加者。実践を通して、スマホへの第一歩を踏み出しました。

**有料広告欄**  
1 枠

**有料広告欄**  
2 枠

「広報ごせん」有料広告（8/10号～11/25号分）は、5月25日（木）から受け付けます。 問い合わせ 総務課広報広聴係 ☎(43)3911 22

▶お申込み方法など詳しくは、裏面をご確認ください

## ■申込方法

次の書類を提出してください。

- ・ 広告掲載申込書
- ・ 広告案（掲載内容が分かるもの）

※申込用紙は総務課広報広聴係またはホームページにあります。該当期間の様式をご利用ください。

※申込書は押印のある原本を提出してください。

▶ 申請書のダウンロードは、五泉市ホームページから

広報ごせん有料広告

検索

## ■申込期間 年に3回、募集を行います。

募集（掲載期間）	申込期間
第1次募集 （4/10号～7/25号掲載）	1/25～2/25
第2次募集 （8/10号～11/25号掲載）	5/25～6/25
第3次募集 （12/10号～3/25号掲載）	9/25～10/25

※申込開始・期限が、土・日・祝日の場合は、直近の平日が期限となります。（例：土曜の場合は金曜日、日曜の場合は月曜日、月曜祝日の場合は火曜日）

## お申込み後、掲載までの流れ

### 1 お申込み

期限までにお申し込みください。

### 2 審査（募集締切後）

市が定める要領に基づき審査を行います。  
なお、広告掲載枠の調整を行うにあたり、申込みが広告掲載枠を超える場合は、抽選により決定します。

### 3 掲載の決定（通知書の送付）

概ね掲載号発行の1カ月前を目途に、掲載の可否を「広告掲載決定通知書」にて通知します。

### 4 広告料の支払い

広告料の納付書を決定通知書と一緒に送付します。納付書に記載の期限までに指定金融機関にてお支払いください。  
※広告掲載料は原則として前納です。

### 5 版下原稿の作成

版下原稿のデータは各申込者が作成のうえ、発行日の15日前までに電子記録媒体または電子メールで提出してください。  
※原稿は各申込者の責任と負担において作成をお願いします。  
※原稿はイラストレーター（ai）推奨です。  
※データ形式での提出が困難な場合は、簡易なものであれば当課で作成できますので、事前にご相談ください。

### 6 原稿の確認

提出された版下原稿に基づき当課で編集を行い、メールまたはFAXで原稿確認のご連絡をします。

### 7 「広報ごせん」発行

あなたの広告が掲載された「広報ごせん」が、市民のみなさんの手に届きます。市のホームページにも広報紙が掲載されます。

## お申込みにあたっての留意事項

※広告の申込・掲載に当たっては、『「広報ごせん」広告掲載取扱要領』に定める事項を遵守してください。

### ■以下の広告は掲載できません

- ・ 「広報ごせん」の公共性と品位を損なうもの、その恐れがあるもの。
- ・ 法令等に違反するもの、その恐れのあるもの。
- ・ 求人広告その他これに類するもの。
- ・ 公序良俗に反するもの、その恐れのあるもの。
- ・ 政治性または宗教性のあるもの。
- ・ 社会問題についての主義主張や意見広告。
- ・ 青少年の健全育成に支障があると認められるもの。
- ・ 誇大表示、不当表示その他不適切な表示。
- ・ その他、市長が不適当と認めたもの。

### ■広告主の責務

- ・ 掲載された広告に関するすべての事項について、広告主が一切の責任を負うものとします。
- ・ 広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決してください。

### ■掲載の取り消し

- ・ 虚偽の申込みや掲載料の未納がある場合、また、その他やむを得ない事由により、掲載を取り消すことがあります。

## 【申込・問い合わせ】

五泉市総務課広報広聴係 〒959-1692 五泉市太田1094番地1

TEL:0250-43-3911/FAX:0250-42-5151/Mail: info@city.gosen.lg.jp